いじめ防止基本方針

日本国憲法
教育基本法
学習指導要領
県の教育目標･方針
町の教育目標・方針

学校教育目標

児童の実態
保護者や地域の実態
学校の実態
児童・保護者・教師の願い
教育の今日的課題等

【生徒指導委員会・いじめ対策委員会】

○　いじめや不登校児の早期発見と適切な指導の徹底に努める。

○　組織構成
校長・教頭・全担任・養護教諭
（必要に応じて専門家を招聘）

基本目標

○　学級担任を中心に、学校全体による指導を推進する。

○　各教科等の指導充実を図り、それぞれの領域の中で生徒指導の機能を果たす。

○　個に応じた指導を有効にするために、児童との心の交流を深める。

○　児童会活動の活性化を図りいじめ防止に対する主体的な活動を促す。

＜生徒指導体制＞

○　担任連絡会や生徒指導連絡会で毎回、各学級の情報交換を図る。

＜相談体制＞

○　6・9月を教育相談月間とする。9月末に全保護者との面談を実施する。

○　SC 来校にあわせ、児童・保護者への積極的活用をすすめる。

＜職員研修＞

○　「いじめ対策必携」「子供の自殺予防」「なくそう差別築こう明るい社会」等の読み合わせ研修を行う。

学校全体で取り組む具体的対策

(1)　ひまわりアンケートの実施及び実態の把握、早期発見

(2)　発生時の迅速な対応と共通指導体制の確立

(3)　「いじめ問題を考える週間」における重点的な指導と児童会活動の活性化

(4)　PTA、教育相談、学級通信等を通したいじめ防止の家庭への啓発

(5)　地域関係団体との情報共有と一致した指導、関係機関との速やかな連携

(6)　職員研修を通し、いじめに対する職員の共通理解と対応方法の確立

各教科、外国語活動、総合的な学習の時間

○　学び方を身につけ、よく考え自ら学ぶ態度を育てる。

○　よく分かる授業に努め、基礎学力の習得を図る。

○　学習を通して、自己の生き方について考えさせる。

道徳科

○　自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

○　いじめや差別の根絶に努め、生命を尊重する心を育てる。

特別活動

○　自主的、実践的な集団活動を通して、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

○　一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識し、生かし、伸ばし合う教育活動を推進する。

生活指導

○　学校・家庭・地域で、楽しく生活していくために必要な態度や基本的な生活習慣を身につけさせる。

・学校楽しいーと

教育相談

○　一人一人の児童が個性を十分発揮できるよういじめへの不安や悩みの解消に努める。

○　学校楽しいーとを基に児童の悩みを把握し、児童への共感的理解と受容の立場を取りながら、その解決に努める。

読書指導

○　読書の楽しさを知り、進んで本を読もうとする児童の育成を図り、豊かでやさしい心の育成に努める。

○　発達段階に合わせた「いじめ」に関する本の読み聞かせ等を行う。

保健指導

○　心身ともに健康な生活を送れるように支援していく。

・登校状況
・保健室の利用状況
・悩み相談

創意ある活動

○　体験活動を通して、素直に感動する心を育てる。

・栽培活動
・地域行事への参加
・ボランティア活動

人権同和教育

○　差別の解消を目指し、全教育活動の中で人権尊重の教育を行う。

・誰に対しても分け隔てなく行動し、仲間とのつながりを大切にする児童の育成
・人権同和教育の視点に立った授業の実践

家庭との連携

・学校だより、学級通信
・教育相談

関係機関・団体との連携

・町・校区生活指導連絡協議会等との連携
・児童相談所、民生委員、派出所等との連携
・学校運営協議会との連携
・SC、SSW との連携

地域社会

・地域社会との積極的関わり
・阿権小応援団との連携